

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	税務手続の更なるデジタル化の推進		
税目	所得税		
<p>要望の内容</p>	<p>税務手続の更なるデジタル化を進めるため、金融機関と税務当局との手続については、税務当局において即時に利活用可能なデータフォーマットによる送信を可能とするなど、所要の措置を講じること。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 金融機関と税務当局との手続について、更なるデジタル化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和3年度税制改正では、e-Tax を通じた税務手続の対象範囲が拡大され、税務手続のデジタル化が進められているところ。</p> <p>一方、金融機関と税務当局との手続については、未だ PDF 形式又は書面にとどまっているため、税務当局におけるデータの利活用が限定的であるほか、金融機関においても顧客から受けた電子データを一旦書類（PDF）化する作業が必要となるなど、デジタル化による効率化に課題が残っている状況。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	金融機関と税務署間の手続きについて、更なるデジタル化を措置すること
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、金融機関、税務当局の負担軽減を図るとともに、税務当局におけるデータの利活用に資するものであり、有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		要望の措置は、金融機関、税務当局の負担軽減を図るとともに、税務当局におけるデータの利活用に資するものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	